

(平成8年7月～9年6月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	8.7.12 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店営業員は、頻繁な指値訂正などによる業務の煩雑化を避ける目的から、平成7年3月から8年2月までの間、顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引(売買回数約150回、売買数量約420枚)を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止(2週間)
2	8.10.8 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店営業員は、顧客に自己の推奨した銘柄で多額の損失を計上させたため、顧客の損失を挽回しようと考え、平成8年1月から同5月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引(売買回数41回、売買株数7万8千株)を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止(1週間)

3	8.10.11 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕 証券会社の営業所長は、自己の借入金返済に充てるために顧客からの預り有価証券を着服したが、これを隠ぺいするため、昭和59年10月から平成6年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買（売買回数約1900回、売買株数約470万株）を行った。 ○ 有価証券の売買に関し虚偽の表示 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号違反〕 上記営業所長は、自己の借入金返済に充てるために顧客からの預り有価証券を着服したが、これを隠ぺいするため、昭和59年10月から平成6年12月までの間、顧客との取引を行うに際し、虚偽の約定報告及び私製計算書や偽造預り証の交付を行い、当該顧客の有価証券の売買に関し虚偽の表示を行った。	外務員に対する処分 登録取消
4	8.10.29 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店長は、支店の株式売買手数料を確保するため、平成6年6月から平成8年4月までの間、顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引（売買回数約650回、売買株数約290万株）を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止（3か月間）

5	8.10.29 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の取締役支店長は、顧客から相続した財産の運用を依頼され、平成5年6月から平成8年5月までの間、顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引(売買回数約150回、売買株数約40万株)を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止(1か月間)
6	8.12.6 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の営業開発部理事は、旧知の顧客から株式運用を依頼され、平成7年5月から平成8年7月までの間、顧客の株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引(売買回数約160回、売買株数約50万株)を受託・執行した。 また、同証券会社の本店営業部営業員は、顧客を獲得する目的から実兄及び中学時代の同級生に働きかけて口座を開設させたが、顧客の職業上、日中の連絡が取りにくいことから、平成7年8月から平成8年7月までの間、顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引(売買回数約270回、売買株数約200万株)を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止(2週間) 外務員に対する処分 職務停止(3週間)

7	9.2.18 (検査)	○ 発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為 〔証取法第50条の2第3号に基づく健全性〕 〔省令第2条の2第8号違反〕 銀行の子会社である証券会社の資本市場第一部次長は、平成8年7月23日、同証券会社の親法人たる銀行から、同証券会社が起債提案中の事業会社に関する他の証券会社作成の転換社債発行日程案を受領した。 同次長は、同日程案の受領について、発行者たる同事業会社の個別の同意を得ることなく未公開情報を受領した（いわゆるファイアウォール違反）。	外務員に対する処分 職務停止(1週間)
8	9.4.18 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の取締役営業部長は、その職責上、オプション取引を行う顧客を獲得する目的から義弟に働きかけて口座を開設させたが、顧客の職業上、日中の連絡が取りにくいことから、平成7年6月から平成8年9月までの間、顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることが出来る旨の契約を締結した上で、取引（売買回数25回、売買数量36枚）を受託・執行した。	外務員に対する処分 職務停止(2週間)

9	9.4.22 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 〔証券法第50条第1項第6号に基づく健全〕 〔性省令第2条第5号違反〕 証券会社の歩合外務員は、自己の利益追求及び営業成績向上のため、平成8年1月から平成9年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買（売買回数約200回、売買株数約620万株）を行った。	外務員に対する処分 職務停止（3週間）
10	9.6.20 (検査)	○ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 〔証券法第50条の3第1項第3号違反〕 証券会社の取締役本店営業部長は、顧客に対し提案した銘柄に損失が発生したため、平成8年7月10日頃に、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、市場価格よりも高い価格で当該有価証券を買い取る方法により、財産上の利益を提供（補てん額2万9千円）した。	外務員に対する処分 未 定
11	9.6.27 (検査)	○ 有価証券の売買に関し虚偽の表示 〔証券法第50条第1項第6号に基づく健全〕 〔性省令第2条第1号違反〕 証券会社の営業部歩合外務員は、平成6年11月から平成7年7月にかけて、顧客に他の顧客との有価証券の売買を媒介する際に、それぞれの顧客に対し、市場価格を確認せず売買価格の提示を行い、有価証券の時価に関し虚偽の表示を行った。	外務員に対する処分 未 定
合 計〔検査 11件〕 11 件〔調査 一件〕			

(注) 勧告実施年月日欄における区分において、「(検査)」とは、検査の結果に基づく勧告をいい、「(調査)」とは、犯則事件の調査の結果に基づく勧告をいう。

3 勧告事案の法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位：社、人)

法令違反等の内容	会社 個人 の別	平 4 5	成 7 6	平 5 6	成 7 6	平 6 7	成 7 6	平 7 8	成 7 6	平 8 9	成 7 6	計
向い呑み及び呑行為 〔証取法第47条及び証取法第129条第1項〕	会社							1				1
	個人											
断定的判断を提供して勧誘する行為 〔証取法第50条第1項第1号〕	会社											
	個人							1				1
取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号〕	会社											
	個人	1	7	3	6	7						24
有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第1号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第1号〕	会社											
	個人		1						2			3
特別の利益を提供することを約して勧誘する 行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第2号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第2号〕	会社	1	2									3
	個人	1	13									14
作為的相場を形成させるべき一連の有価証券 の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第3号〕	会社		1									1
	個人											
作為的相場が形成されることとなることを知 りながら一連の有価証券の売買等の受託をす る行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第3号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第3号〕	会社	1	3									4
	個人	2	13			1						16
投機的利益の追求を目的とした有価証券の売 買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号〕	会社											
	個人		5	3	2	2						12

安定操作期間内の自己の計算による買付け (外証法第21条第4項で準用する証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第6号イ)	会社				1		1
	個人						
発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為 (証取法第50条の2第3号に基づく健全性省令第2条の2第8号)	会社						
	個人					1	1
損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 (証取法第50条の3第1項第3号(平成4年法律第87号が5年4月1日から施行されるまでは第50条の2第1項第3号))	会社				1		1
	個人				14	1	15
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 (外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。)	会社						
	個人		1				1
有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 (旧証取法第50条第1項第3号)	会社		1				1
	個人		15				15
計	会社	2 (1)	7 (6)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	12 (10)
	個人	4 (4)	55 (45)	6 (6)	24 (23)	13 (12)	102 (90)

(注) 1 会社とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、会社の行為として勧告された証券会社をいう。

2 個人とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、個人の行為として勧告された役職員をいう。

3 会社または個人において、複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれ計上している。なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。

2－3 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月
検査結果に基づく建議	—	—	—	—	—
犯則事件調査の結果に 基づく建議	—	1	—	—	—

2 建議事案の概要一覧表

建 議 年 月 日	建 議 の 内 容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期す観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。

2—4 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月
証 券 会 社 検 査	84社	87社	85社	86社	83社
国内証券会社 (委員会) (財務局等)	78社 (9社) (69社)	79社 (9社) (70社)	79社 (10社) (69社)	84社 (9社) (75社)	80社 (12社) (68社)
外国証券会社 (委員会) (財務局等)	6社 (6社) (—)	8社 (8社) (—)	6社 (6社) (—)	2社 (2社) (—)	3社 (3社) (—)
支 店 単 独 検 査	17支店	17支店	22支店	15支店	26支店
証券業務の認可を受け た金融機関検査 (委員会) (財務局等)	11機関 (3機関) (8機関)	13機関 (3機関) (10機関)	11機関 (1機関) (10機関)	10機関 (—) (10機関)	7機関 (—) (7機関)

(注) 1 上記の計数は、着手件数である。

2 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月
国内証券会社	103	111	108	107	109
外国証券会社	60	43	47	105	81
証券業務の認可を受け た金融機関	16	20	15	14	12

(注) 臨店期間分について算出したものである。

3 検査結果の状況

(単位：社，機関)

区 分	4 年 7 月 ～ 5 年 6 月	5 年 7 月 ～ 6 年 6 月	6 年 7 月 ～ 7 年 6 月	7 年 7 月 ～ 8 年 6 月	8 年 7 月 ～ 9 年 7 月
検査終了会社及び機関数	56	117	78	109	86
証 券 会 社	49	104	64	99	79
証券業務の認可を受けた金融機関	7	13	14	10	7
問題点が認められた会社 及び機関数	45	90	35	57	38
取 引 ル ー ル 関 係	25	60	29	42	34
営 業 姿 勢 関 係	30	59	17	17	10
内 部 管 理 体 制 関 係	34	63	12	19	15

- (注) 1 「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう（前検査事務年度着手分を含む）。
- 2 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。
- 3 「取引ルール関係」、「営業姿勢関係」及び「内部管理体制関係」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

2－5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	4 年 7 月 ～ 5 年 6 月	5 年 7 月 ～ 6 年 6 月	6 年 7 月 ～ 7 年 6 月	7 年 7 月 ～ 8 年 6 月	8 年 7 月 ～ 9 年 6 月
価格形成に関するもの	154	162	111	158	113
内部者取引に関するもの	12	50	62	54	74
そ の 他	4	5	22	3	9
合 計	170	217	195	215	196
委 員 会	75	102	107	132	115
財 務 局 等	95	115	88	83	81

2 — 6 大蔵大臣の行う金融機関等の検査実施状況一覧表

1 金融機関等の検査実施状況

区 分	4 年 7 月 ～ 5 年 6 月	5 年 7 月 ～ 6 年 6 月	6 年 7 月 ～ 7 年 6 月	7 年 7 月 ～ 8 年 6 月	8 年 7 月 ～ 9 年 6 月
金 融 機 関 等 検 査	249機関	282機関	285機関	285機関	315機関
銀 行	52行	63行	61行	83行	98行
信 用 金 庫	188金庫	211金庫	215金庫	194金庫	199金庫
保 險 会 社	9社	8社	9社	8社	18社
外 国 為 替 検 査	54機関	65機関	71機関	78機関	113機関
外国為替公認銀行	47行	58行	65行	75行	105行
商 社 等	7社	7社	6社	3社	8社
証 券 会 社 等 検 査	191社	164社	176社	182社	172社
証 券 会 社	100社	90社	102社	102社	106社
証券投資信託委託会社	4社	4社	4社	7社	3社
投 資 顧 問 会 社	87社	70社	70社	73社	63社

(注) 上記の計数は、着手件数である。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4 年 7 月 ～ 5 年 6 月	5 年 7 月 ～ 6 年 6 月	6 年 7 月 ～ 7 年 6 月	7 年 7 月 ～ 8 年 6 月	8 年 7 月 ～ 9 年 6 月
〔金融機関等検査〕					
銀 行	133	115	124	138	113
信 用 金 庫	59	58	59	64	68
保 険 会 社	88	84	107	83	110
(平 均)	(77)	(70)	(72)	(83)	(82)
〔外国為替検査〕					
外国為替公認銀行等	54	39	39	45	30
商 社 等	13	13	23	13	34
(平 均)	(48)	(36)	(37)	(44)	(30)
〔証券会社等検査〕					
証 券 会 社	37	48	39	40	45
証券投資信託委託会社	46	67	75	34	75
投 資 顧 問 会 社	8	9	10	9	10
(平 均)	(21)	(29)	(24)	(28)	(33)

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2－7 一般からの情報の受付状況一覧表

(単位：件)

区 分		4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月
情報 の 受 付 形 態	電 話	317	234	175	202	138
	文 書	148	123	122	134	90
	来 訪	32	46	40	32	27
	合 計	497	403	337	368	255
情 報 の 内 容	個別銘柄に関するもの	149	134	128	176	111
	証券会社の営業姿勢等 に関するもの	190	183	132	122	113
	委員会や行政に対する 意見，問い合わせ等	158	86	77	70	31
	合 計	497	403	337	368	255